



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

○独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律(六〇)

○租税特別措置法の一部を改正する法律(六一)

○国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(六二)

○株式会社企業再生支援機構法(六三)

○特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(六四)

〔政 令〕

○文部科学省組織令及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令の一部を改正する政令(二六五)

○租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(二六六)

○障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令(二六七)

○国民年金法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令(二六八)

○スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令(二六九)

○株式会社企業再生支援機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(一七〇)

○公共サービス基本法の施行期日定める政令(一七一)

〔法 律〕

○米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律施行令(一七三)

○米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令(一七二)

○金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令及び金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府三六)

〔府 令・省 令〕

○株式会社企業再生支援機構法第八章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令(内閣府・財務五)

〔省 令〕

○法人税法施行規則の一部を改正する省令(財務四六)

○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同四七)

○額面株式の株券の無効手続に伴い作成する株券に係る印紙税の非課税に関する省令の一部を改正する省令(同四八)

○財務省組織規則の一部を改正する省令(同四九)

○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件(総務三三四)

○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件(同三三五)

○租税特別措置法第十条の二第一項第一号、第二号及び第四号並びに第十二条の五第一項第一号、第二号及び第四号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件の一部を改正する件(財務二〇八)

〔告 示〕

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類(同六八四、六八五)

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件(同六八二)

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件(同六八二)

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件(同六八二)

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件(同六八二)

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件(同六八二)

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件(同六八二)

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件(同六八二)

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件(同六八二)

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件(同六八二)

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件(同六八二)

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件(同六八二)

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件(同六八二)

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件(同六八二)

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件(同六八二)

○租税特別措置法施行規則の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類(同六八四、六八五)

本日公布された法令の「あまし」は、次のページに掲載されています。

◇障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令(政令第一六七号)(厚生労働省)

一 障害者自立支援法施行令の一部改正関係
障害者自立支援法の指定障害福祉サービス等に係る利用者の負担する費用の上限月額について、軽減措置の対象となる者の資産に関する要件を廃止することとした。(附則第一一条及び附則第一三二条の二関係)

二 児童福祉法施行令の一部改正関係
児童福祉法の指定施設支援に係る利用者の負担する費用の上限月額について、軽減措置の対象となる者の資産に関する要件を廃止することとした。(附則第五〇条の六及び附則第五〇条の八関係)

三 この政令は、平成二十二年七月一日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令(政令第一六八号)(厚生労働省)

一 国民年金法施行令等の一部を改正する政令(平成一六年政令第二九七号)の一部改正関係
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律において、平成二十一年度及び平成二十二年度の基礎年金に係る国庫負担割合について、財政投融資特別会計から一般会計への特例的な繰入金を活用した財源の確保により二分の一とされることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(附則第四四関係)

二 平成一六年度、平成一七年度、平成一九年度及び平成二〇年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令(平成一六年政令第二九八号)の一部改正関係

1 一に準じた改正を行うこととした。(第一八条の二及び第一九条の二関係)
2 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額について、平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間に

係る保険料免除期間については、全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数の二分の一として評価して計算することになることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
(第一一条の二、第二二条の二、第一四二条の二、第一四三条の三及び第二〇条の二関係)
三 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成一六年政令第二八六号)の一部改正関係
一に準じた改正を行うこととした。(附則第八二条の三関係)

四 地方公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成一六年政令第二八七号)の一部改正関係
一に準じた改正を行うこととした。(附則第八二条の二関係)

五 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令(平成一九年政令第二〇六号)の一部改正関係
一に準じた改正を行うこととした。(第一一条、第五五条関係)

六 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令(政令第一六九号)(内閣府)

1 スーダン国際平和協力隊を置く期間を平成二十二年六月三〇日までとすることとした。(第一一条関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。
◇株式会社企業再生支援機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第一七〇号)(内閣府)

1 機構の事務官庁における所掌事務の追加
次に掲げる府省庁において、それぞれ次に定める局、課等の所掌事務に、株式会社企業再生支援機構の所掌に関する事務を追加するため、内閣府本府組織令等五政令について所要の規定の整備を行うこととした。(第一一条、第五五条関係)

◇公共サービス基本法の施行期日を定める政令(政令第一七一号)(総務省)
公共サービス基本法(平成二十二年法律第四〇号)の施行期日について、平成二十二年七月一日とする

◇米穀の新用途への利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令(政令第一七二号)(農林水産省)

米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第二五号)の施行期日を平成二十二年七月一日とすることとした。

◇米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令(政令第一七三号)(農林水産省)

1 農業協同組合等の範囲
農業協同組合その他の政令で定める法人として、農業協同組合、事業協同組合等の法人を定めることとした。(第一一条関係)

2 事業協同組合等の範囲
事業協同組合その他の政令で定める法人として、事業協同組合、協業組合、農業協同組合連合会等の法人を定めることとした。(第二条関係)

6 種苗法の特例に関する事項
種苗法に基づく出願料及び登録料の軽減の申請手続、出願料及び第一年から第六年までの各年分の登録料の四分の三に相当する額を軽減すること等を定めることとした。(第六条及び第七二条関係)

7 この政令は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律の施行の日(平成二十二年七月一日)から施行することとした。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。
第五十条の六第一項中「除く。次項」の下に「及び第五十条の八」を加え、であつて、その所有する現金及び預貯金等（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。次項において同じ。）の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するもの（第五十条の八において「減免対象加齢児」という。）及び「同条第二号」を削り、「とする。」を「と、同条第三号中「もの」の一萬五千元」とあるのは「もの」を「一萬五千元以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする」に改め、同条第二項中「であつて、その所有する現金及び預貯金等の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するもの」を削る。
第五十条の八中「減免対象加齢児」を「第二十七条の二第一項第二号又は第三号に掲げる施設給付決定保護者のうち、二十歳以上入所加齢児」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる障害者自立支援法第五十条第一項に規定する障害福祉サービス及び同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等並びに障害者自立支援法施行令第十九条第一項に規定する居宅サービス等及び同令第四十二条の四第二項に規定する指定居宅介護支援並びに児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援及び同法第二十四条の二第一項に規定する障害児施設医療（以下この条において「障害福祉サービス」という。）について適用し、この政令の施行の日以前に行われた障害福祉サービス等については、なお従前の例による。
（郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。
附則第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

内閣総理大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 舛添 要一

国民年金法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第六十八号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第七條第二項及び第七十四條、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第八條の二、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）附則第二十四條並びに厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時刻の特例等に関する法律（平成十九年法律第百一十一号）第三條の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第一条 国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百九十七号）の一部を次のように改正する。
附則第二條第四項中「国民年金法等の一部を改正する法律」の下に「平成十六年法律第百四号、附則第四條において「平成十六年改正法」という。）を、「前年度まで」の下に「平成二十一年度及び平成二十二年度を除く。」を加える。
附則に次の一条を加える。
平成二十一年度及び平成二十二年年度の各年度における従前の障害福祉年金等の国庫負担に関する経過措置の特例

第四条 平成二十一年度及び平成二十二年年度の各年度における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第二十五條の規定により支給される障害基礎年金及び同法附則第二十八條の規定により支給される遺族基礎年金の給付に要する費用に係る国庫の負担については、平成十六年改正法附則第十四條の二中「並びに前条第二項に規定する額の合算額と附則第十三條第七項」とあるのは、「前条第二項に規定する額並びに昭和六十一年改正法附則第三十四條第一項第二号に規定する総額に国民年金法施行令等の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第五十四号）以下この条において「昭和六十一年経過措置政令」という。）第五十四條に規定する割合を乗じて得た額の合算額と附則第十三條第七項」と並びに前条第二項に規定する額の合算額との差額」とあるのは、「前条第二項に規定する額並びに昭和六十一年改正法附則第三十四條第一項第二号に規定する総額に国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百九十七号）附則第三條第三項の規定により読み替えられた昭和六十一年経過措置政令第五十四條に規定する割合を乗じて得た額の合算額との差額」と読み替えて、同条の規定を適用する。

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合法の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）
第一条 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合法の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「以降」を「から平成二十一年三月まで」に改め、同条に次の一項を加える。
3 平成二十一年四月以降の月分の国民年金法による年金たる給付については平成十六年改正法附則第七條第一項の規定を適用する場合には、第一項の規定によるほか、同条第一項に規定する改正後の国民年金法等の規定には、平成十六年改正法附則第十條第一項の規定を含むものとし、平成十六年改正法第一條の規定による改正前の国民年金法第二十七條各号の規定は、平成十六年改正法附則第十條第一項各号の規定に読み替えるものとする。

第十三條の次に次の一条を加える。
（特定月前の保険料免除期間を有する者の妻に支給する寡婦年金の額の計算）
第十三條の二 特定月（平成十六年改正法附則第十條第一項に規定する特定月をいう。第十四條の二及び第二十條の二において同じ。）の前月以前の期間に係る保険料免除期間を有する者であつて平成十六年改正法第四條の規定による改正後の国民年金法第二十七條ただし書に該当するものの妻（同法第四十九條第一項に規定する妻をいう。）に支給する平成二十一年四月以降の月分の同法による寡婦年金の額については、同法第五十條の規定の適用については、同条中「第二十七條」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十條」とする。第十四條の見出し中「特定年度の前年度まで」を「平成二十一年度までの各年度」に改め、同条第二項中「特定年度（平成十六年改正法附則第十三條第七項に規定する特定年度をいう。第十九條において同じ。）の前年度まで」を「平成二十一年度までの各年度」に改め、同条の次に次の二條を加える。